

美容医療サービス等における 関連法規のポイント

一 矢倉 昌子（やくら・あきこ）
弁護士

美容医療サービス等の広告 について

1 医療法6条の5による規制

美容医療については、2017（平成29）年6月の医療法改正により、インターネット上のホームページにも広告規制が及ぶようになった。

医療法6条の5第1項の規定により、内容が虚偽にわたる広告は、患者等に著しく事実と相違する情報を与えること等により、不適切な医療を受けるおそれがあることから、罰則付きで禁止されている。また、第2項及び医療法施行規則1条の9により、次の広告は禁止されている。

- ① 比較優良広告
- ② 誇大広告
- ③ 公序良俗に反する内容の広告
- ④ 患者その他の者の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告
- ⑤ 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認されるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告

なお、厚生労働省の「医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針」（医療広告ガイドライン）には、禁止される広告の具体例がわかりやすく記載されている。

2 景品表示法5条による規制

景品表示法5条は、次のような表示を禁止している。

- ① 「役務の品質その他の内容について、実際のもの、または事実と相違して競争業者よりも著しく優良であると一般消費者に誤認させる表示」（優良誤認表示）5条1号
- ② 「価格その他の取引条件について、実際のもの、または競争業者より著しく有利であると一般消費者に誤認させる表示」（有利誤認表示）5条2号

なお、故意に偽って表示する場合だけでなく、誤って表示してしまった場合であっても、誤認表示に該当する場合は、景品表示法により規制される。

違反に当たるとする表示があれば、消費者庁表示対策課もしくは公正取引委員会に情報提供を行い、調査を促すことができる。消費者庁は、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者を求めることができ、資料が提出されない場合や、提出されても合理的な裏付けにならない場合には、不当表示とみなされる（不实証広告規制、7条2項）。その結果、違反行為の差し止めなどの「措置命令」が出される。また、課徴金納付命令との関係では不当表示と推定され（8条3項）、景品表示法第5条第3号に係るものを除き、消費者庁は、その他の要件を満たす限り、当

3 医薬品医療機器等法、健康増進法

医薬品医療機器等法66条及び68条において、医薬品、医療機器等の虚偽・誇大広告、承認前の医薬品等の広告を禁止している。また、健康増進法31条において、食品として販売に供する物に関して、著しく事実と相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示については禁止されている。

特定商取引法

2017年12月の特商法改正により、エステ以外に、美容医療サービスについても特定継続的役務提供の類型に追加された。

いわゆるエステティックの定義は「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと（いわゆる美容医療に該当するものを除く）」とされている。

いわゆる美容医療の定義は「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと（美容を目的とするものであって、主務省令で定める方法によるものに限る）」とされており、特商法施行令別表第

四の二、特商法施行規則91条で次の通り、指定されている。

一 脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法

二にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法

三 皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 薬剤の使用又は糸の挿入による方法
四 脂肪の減少 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法

五 歯牙の漂白 歯牙の漂白剤の塗布による方法

特商法が適用される契約については、クーリング・オフ等が可能になり(48条)、中途解約も可能になった。

特定継続的役務提供の期間と金額については、1カ月を超える期間であり、かつ5万円を超える金額とされており、エステと同様である。ただし、中途解約の違約金の上限に関する通常生ずる損害額は、エステが「2万円又は契約残額の100分の10に相当するいずれか低い方」であるのに対し、美容医療は「5万円又は契約残額の100分の20に相当するいずれか低い方」と規定されている(特商法施行令2条)。

特定継続的役務契約の締結について勧誘するに際して、役務の内容や効果に関して、不実のことを告げ、または故意に事実を告げなかったことにより、消費者が告げられた内容が事実である、または告げられなかった事実がないと誤認した場合には、契約を取り消すことができる(49条の2、44条、施行規則37条の2)。この場合、関連

商品の販売契約についても解除することができる(49条の2、49条5ないし7項)。

消費者契約法

特定継続的役務に該当しない場合においても、消費者契約法の適用はある。

1 契約の取消し

美容医療契約の締結にあたり、消費者契約法4条1項1号(不実告知)、2号(断定的判断の提供)、不利益事実の不告知(4条2項)等にあたる行為があつた場合には、契約を取り消すことが可能である。

高額の手術代金の診療契約を締結するにあたり、そのような行為が行われて誤認した状態で契約を結ばされた場合には、既に施術を受け終わっていた場合でも診療契約及びその手術代金の立替払契約を取り消すことができるので、相談に当たつては、美容医療契約締結にあたり、上記のような事実がなかったかどうかを詳細に聞き取る必要がある。

美容医療契約(包茎手術)についての割賦購入あつせん業者からの立替金請求事件について、消費者契約法4条2項により、医療契約及び立替払契約を取消し、立替金の請求を棄却した判決がある(東京地裁H21年6月19日判決、判時2058号71頁)。

このほか、社会生活上の経験が乏しいことから、容姿、体形その他の身体の特徴または状況に関する重要な事項に対する願望の実現に過大な不安を抱えていることを知りながら、その不安をあり、裏付けとなる合理的な根拠がないのに、その願望を実現するために必要である旨を告げて契

約をさせた場合には、取消しができる(4条3項3号)。

2 高額のキャンセル料

美容外科で手術の契約をして帰宅したが、よく考えると高額なのでやはりキャンセルしたいと思つて翌日連絡したところ、手術代と変わらない高額のキャンセル料を請求された、という例がある。実際に訴訟になっているケースもある。

事業者側としては、契約に基づき、キャンセル料を請求してくるようになるが、消費者側としては、消費者契約法9条1号の適用があることを主張することになる。そして、事業者側の請求するキャンセル料が、同種の契約の解除に伴い、通常生ずべき「平均的な損害の額」かどうかについて争い、これを超える部分については無効を主張することになる。

そこで、クリニック側の「平均的な損害」がいくらかが問題となる。施術内容にもよるが、医師や看護師の手配等、実際にその手術のためにどの程度の準備がなされており、手術がキャンセルされることによつて生じる具体的損害がどの程度かによるので、解約の時期が手術日に近くなるほど高くなると考えられる(手術当日にキャンセルした場合に手術代金と同額のキャンセル料を認めた判例がある)。手術日まで日にちがあり、手術に必要な器具や薬剤の手配がなされておらず、医師・看護師、手術場の確保等の手配についても代替措置を講じることが可能な場合には、ほとんど損害が発生していないと考えられる。よつて、具体的にどのような損害が発生しているのかについての証明をクリニック側に求めていくべきである。